



2024年5月16日

各位

会社名 エレコム株式会社
代表者名 取締役共同社長 柴田 幸生
(コード番号 : 6750 東証プライム)
問合せ先 取締役専務執行役員 田中 昌樹
電話番号 06-6229-2707

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年5月16日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2024年6月26日開催予定の第39回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを強化し、株主の皆様とのより一層の価値共有を促進すること、及び当社の業績と取締役の報酬も連動性を高めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月27日開催の第21回定時株主総会において、年額600百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただき、また、2019年6月26日開催の第34回定時株主総会において、対象取締役に対して、譲渡制限付株式報酬制度に基づき譲渡制限付株式を付与するための報酬として、年額99百万円以内の金銭報酬債権を支給することにつきご承認いただいています。本株主総会では、上記各報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度は、過半数を独立社外取締役で構成する当社の指名・報酬委員会における諮問及び答申を経て、取締役会において基準となる対象取締役ごとの基準となる株式数、業績評価期間（以下「評価期間」という。）並びに評価期間中の業績指標及びその目標値を定めて、評価期間終了後に評価期間終了後に当該業績目標の達成度に応じて算定される額の報酬額に相当する数の当社の普通株式を対象取締役の報酬等として付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬制度です。

本制度において採用する業績指標は、利益の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を指名・報酬委員会における諮問及び答申を経て取締役会において決定するものとします。

本制度に基づき、取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当

てを含む。)又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて上限数を調整する。)とし、本制度に基づき対象取締役に対して支給する報酬等の総額は、上記の本制度の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。

なお、本制度の概要は次のとおりです。

(1) 本制度における株式付与の方法

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役の報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法(なお、この方法による場合の1株当たりの払込金額は、当該発行又は処分の決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲で取締役会が決定した額とする。)

(2) 株式付与の要件

本制度においては、評価期間が終了し、以下の要件を満たした場合に、対象取締役(評価期間開始後に新たに就任した対象取締役を含む。)に対して当社の普通株式の付与を行います。

- ① 当社の取締役会において定める一定の非違行為等がなかったこと
- ② その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後かつ株式の付与前に、(i)対象取締役が死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合及び(ii)当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合、並びに(iii)当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社取締役会が合理的に定める数又は金額の当社の普通株式又は金銭を付与することがあります。

(ご参考)

当社は、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び幹部従業員に対しても、本制度と同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。

以上